遊佐町空き校舎利活用基本計画

令和　５年１月

山形県　遊佐町

目　次

1　計画の目的 1
（１）計画策定の背景 1
（２）上位計画等における本計画の位置づけ 1
2　対象施設の概要 2
（１）対象施設 2
（２）学校施設の外観および施設平面図 3
①蕨岡小学校 7
②藤崎小学校 8
③高瀬小学校 9
④吹浦小学校 10
3　空き校舎利用の基本的な考え方 11
（１）中長期的な視野に立った利活用 11
（２）行政需要への対応と公共施設保有量の適正化 11
（３）地域住民の利用と地域ニーズを踏まえた利活用 11
（４）民間事業者等による利活用 11
4　空き校舎利活用における優先順位 12
（１）本町事業における利活用 12
（２）公共・公益的団体等による利活用 12
（３）民間事業者等による利活用 12
5　空き校舎利活用にあたっての配慮する事項 13
（１）地域防災への配慮 13
（２）これまでの地域活動への配慮 13
（３）暫定利用の検討 13
（４）その他景観および外観への配慮 13
6　空き校舎の利活用計画 14
（１）共通事項 14
（２）町の行政課題における空き校舎の活用について 15
（３）公共的な活用や民間による活用について 17
（４）暫定利用を行う箇所と利用・管理の形態について 23
7　各小学校空き校舎利活用計画図 26
（１）蕨岡小学校 26
（２）藤崎小学校 27
（３）高瀬小学校 28
（４）吹浦小学校 29
8　資料編 30

１　計画の目的

（１）計画策定の背景

　１９８０年（昭和５５年）には２０，４１２人であった遊佐町の人口は、２０２０年（令和２年）には１３，０３２人（国勢調査）となり、今後も人口減少が続くことが予測されています。人口減少と同じく年少人口（１５歳未満人口）も減少し、１９９３年（平成５年）には遊佐町立中学校の統合、２０１４年（平成２６年）には稲川小学校と西遊佐小学校が藤崎小学校へと統合されております。平成３１年４月１２日に開催された遊佐町教育委員会会議では、「遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針」が議決され、遊佐町立小学校が令和５年４月に１校に統合されることが決定しました。

　これにより令和５年度に５つの小学校が統合され１つの新小学校になり、４つの小学校が空き校舎となります。空き校舎となる小学校は地域の子ども達の成長を見届けてきただけでなく、協働のまちづくりを支える地域の核として、地域のシンボルとして長年にわたり地域住民の生活を見守り続け、地域住民の心の拠りどころとされ、町民共有の貴重な財産となっております。

　本計画は、町民共有の財産である４つの小学校について、地域の意向やニーズに配慮しつつ、行政が抱える課題および財政状況等の現状を踏まえ、空き校舎となる小学校の利活用が町や地域の更なる発展に繋がるよう、利活用を進めるための指針として策定するものです。

（２）上位計画等における本計画の位置づけ

　小学校の空き校舎の利活用について、令和３年度に策定した「遊佐町総合発展計画（第 8 次遊佐町振興計画）後期基本計画」では、「町有施設の適切な管理と小学校空き校舎利活用」を重点プロジェクトの１つとして掲げ、政策横断的な課題として優先的に取り組む事項としており、町の施策と地域の将来像との整合性を図りながら、町・地域の持続的な発展を目指すとしています。また、町民活動を支える体制整備として、空き校舎の利活用を計画的に進め、町の課題や施策への対応を図るとともに、地域の魅力化やまちづくり活動の推進を図るとしています。（P5.資料１）

　また、令和４ 年 3 月に改訂した「遊佐町公共施設等総合管理計画」では公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針において、町民ニーズの多様化等

への対応を行うために、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、脱炭素や環境や配慮した取組など、時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮し公共施設の有効活用を図るとしています。

また、本町の小学校は一番古い蕨岡小学校で平成１１（１９９９）年度の建築であり、近い将来に更新（建替え）が必要な施設はなく、施設整備や維持管理を適切に進めていくことにより、今後も十分に利活用を図ることができます。遊佐町公共施設等総合管理計画に基づき策定した個別施設計画である「遊佐町学校施設長寿命化計画」（令和２年３月策定）に沿って、日常点検や定期点検を適切に行うとともに、計画的な修繕を実施し施設の長寿命化を図ることにより、町有施設としての有効活用が見込まれます。（P6.資料２）

２　対象施設の概要

（１）対象施設

本計画は、本町の学校施設であり令和５年４月より空き校舎になる４つの小学校を対象にします。対象施設の一覧を次に示します。

	施設名称	所在地	建築年度	延床面積（㎡）	主要建物構造
1	蕨岡小学校	豊岡字花塚 29-1	平成 11 年度	3,880	木造 2 階建
2	藤崎小学校	江地字丁才谷地 31-4	平成 15 年度	4,255	木造 2 階建
3	高瀬小学校	当山字堰中瀬 25-4	平成 17 年度	4,195	木造 2 階建
4	吹浦小学校	吹浦字西楯 9-6	平成 18 年度	4,330	木造 2 階建

注）・建築年度は延べ床面積のもっとも広い校舎の建築年度を記載しています。

・延べ床面積は対象施設の総面積を記載しています。

・構造は延べ床面積が最も広いものを記載しています。

<table>
<tr><td colspan="2">【資料1】</td><td>遊佐町総合発展計画（第８次振興計画）</td></tr>
<tr><td colspan="2">策定年</td><td>2016（平成28）年11 月</td></tr>
<tr><td colspan="2">計画期間</td><td>基本構想：10年間…2017（平成29）年度～2026（令和8）年度
後期基本計画：5年間…2022（令和4）年度～2026（令和8）年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本構想</td><td>理　念</td><td>オール遊佐の英知（町民力）を結集</td></tr>
<tr><td>将来像</td><td>子供たちの夢を育むまち～子供たちに夢を～
働き場・若者・賑わいのあるまち～いきいきゆざの構築～
自然と調和した安全・安心・快適なまち～鳥海山との共生～</td></tr>
<tr><td rowspan="3">基本計画</td><td>基　本
目　標</td><td>Ⅰ 地域の特性を活かした産業振興と多彩な働き場の構築（産業振興）
Ⅱ 若者に選んでもらえるまちづくり（移住・定住）
Ⅲ 共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくり（子育て・健康・福祉）
Ⅳ 鳥海山の豊かな自然と調和した快適な暮らしの創造(くらし・防災・環境)
Ⅴ ふるさとを愛し、未来を拓く、いのち輝く町民の育成（教育･文化）
Ⅵ 人の絆で織りなす賑わいあふれるまちづくり（町民参画・連携）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本計画と関係のある内容（抜粋）</td><td>第３章　重点プロジェクト
③町有施設の適切な管理と小学校空き校舎活用プロジェクト
公共施設の老朽化による維持費の増大、建て替え、廃止など公共施設のマネジメントは、事業の展開や財政運営の面でも重要な課題となっております。特に各地域で学びの場として親しまれてきた町内５地区の小学校が、令和５年度には１校に統合になるため、空き校舎の有効な利活用が求められています。町の施策と地域の将来像との整合性を図りながら、町・地域の持続的な発展をめざした活用を推進します。</td></tr>
<tr><td>第６章　人の絆で織りなす賑わいあふれるまちづくり《町民参画・連携》
第１節　協働によるまちづくりの推進
３　具体的施策　② 町民活動を支える体制整備
町民自らが地域の課題を見つけ、主体的に取り組む自主的・自立的なまちづくり活動を支援し、地域の課題解決を進めます。また、まちづくり活動の核となる人材育成と発掘に取り組みます。さらに令和５年度以降小学校の統合によって生じる空き校舎の利活用を計画的に進め、町の課題や施策への対応を図るとともに、地域の魅力化やまちづくり活動の推進を図ります。</td></tr>
</table>

【資料２】	遊佐町公共施設等総合管理計画
策定年	2017（平成29）年3 月策定、令和４年３月改訂
計画期間	10 年間…2016（平成28）年度～2025（令和７）年度
背景と目的 （抜粋）	【背景】 我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題です。これを受けて、国も地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請しています。 【目的】 公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。公共施設等総合管理計画で示された方針に基づき、今後、個別施設計画を策定するなど、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。
基本方針	【基本方針１】人口減少を見据えた施設保有量の最適化 本町は令和42（2060）年に人口8,000 人維持を目標としていますが、それでも令和２年と比べて4 割程度減少することが見込まれています。このような状況下では、現在ある施設を同一規模で更新すると、人口に比べて施設の保有量が過大になることが予想されます。そのため、今後の財政状況や 人口推移に見合った適切な施設保有量の検討を行います。類似・重複した施設の集約化または複合化を進め、利用状況が低く、かつ老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。 【基本方針２】町民ニーズの多様化等への対応 人口構造や社会情勢の変化などによる町民ニーズの多様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した公共施設の有効活用を行います。
	【基本方針３】公共施設の更新時期の平準化 今後、数年間に集中して公共施設の更新時期を迎えますが、限られた予算の中では、短期間での大規模な改修や更新等が困難であるため、更新時期の平準化を図ります。

基本方針	【基本方針４】計画保全的な維持管理の推進 都市インフラ施設をはじめとした今後も継続して使用する公共施設については、これまで不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施します。これにより、トータルコストを縮減させながら、公共施設等の長寿命化を図ります。 【基本方針５】民間活力を生かした取組の推進 「民間でできることは民間で」という考え方のもと、民間企業などのノウハウを積極的に活用して、サービス水準を維持しながら、計画的かつ効率的な維持管理に努め、トータルコストの縮減を図ります。
実施方針	① 統合や廃止の推進方針 今後４０年間の公共施設等の維持管理・修繕・更新等に必要な額（総額602億円）と、これに充当可能な金額（総額120 億円）には、大きな開きが見込まれます。この金額は、今ある公共施設を同一規模で更新すると仮定したものであり、更新費用の抑制には施設保有量の縮減が有効と考えられます。その際は、統廃合ありきではなく、施設の必要性や利用状況、施設の老朽化の状況等も踏まえ、残すべき行政サービスの観点から、機能集約等や複合化等による機能維持を図りながらの施設保有量の縮減を目指します。 ② 長寿命化の実施方針 施設劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで、施設の長寿命化を図ります。そのために保有施設等の耐用年数到来年度（更新対応時期）を把握し、他施設と複合化することが可能な施設など、優先順位の高い施設から長寿命化を実施していきます。 ③ 点検・診断等の実施方針 法定定期点検に加え、日常の点検を定期的に実施するとともに、マニュアルを作成し、適切な点検・診断を行います。また、点検・診断等の実施結果を蓄積し、点検・診断等の実施状況を全庁的に共有します。 ④ 安全確保の実施方針 点検・診断の結果、危険性が高いと判断された保有施設については、リスク評価を行い、その対策を取ることにより安全の確保を行います。老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない町有施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全確保を行います。 ⑤ 耐震化の実施方針 災害拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を検討します。

実施方針	⑥ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 保有施設等の計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理、修繕によりトータルコストの縮減を図ります。また、施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。維持管理・修繕・更新等を合理的に進めるため、PPP／PFI など新しい技術や考え方を検討していきます。また、地域等への管理委託が可能な施設については、町の直営である必要性を考慮のうえ、地域等への管理委託を検討します。 ⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針 改修や建替え等を行う際には、利用するすべての人が使いやすく 、 わかりやすいデザインの採用 を検討します。 ⑧ 脱炭素 化の推進方針 「遊佐町エネルギー基本計画 」に沿って、 再生可能エネルギーの導入を進め、省エネルギーや CO_2の削減を進めていきます 。 町有施設の建設等にあたっては太陽光発電や木質バイオマス利用設備等といった再生可能エネルギー等設備の率先導入を推進します。
本計画と関係のある内容（抜粋）	1 集会施設 （2）現状や課題に関する基本認識 老朽化対策が課題となっている蕨岡、遊佐、高瀬のまちづくりセンターについては既存公共施設の利活用も含めて整備方針を検討していきます。 （3）管理に関する基本的な考え方 定期点検や日常点検など、適切な維持管理に努めます。近年建築した施設では、計画的な修繕などの予防保全的な維持管理を行い、施設の長寿命化に努めます。建築から年数が経過している施設では、修繕を優先的に行い、また、既存公共施設の利活用も含めた検討を行います。 7 学校 （2）現状や課題に関する基本認識 一番古い遊佐中学校で平成4(1992)年度の建築であり、近い将来に更新（建替え）が必要な施設はありません。しかし、小学校に関しても、計画的な修繕を行っていく必要があります。本町では、適正整備を検討しながら学校の統廃合を進めてきましたが、平成31(2019)年4 月に「遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針」が議決されたことを受け、令和5(2023)年4 月の統合新小学校の開校に向けて準備を進めています。 （3）管理に関する基本的な考え方 令和２(2020)年３月に策定した「遊佐町学校施設長寿命化計画」に沿って、施設整備や維持管理を進めていきます。日常点検や定期点検を適切に行うとともに、計画的な修繕を実施し、施設の長寿命化に努めます。

（２）学校施設の外観および施設平面図

①蕨岡小学校

蕨岡小学校の外観および施設平面図を次に示します。

学校外観（蕨岡小学校）

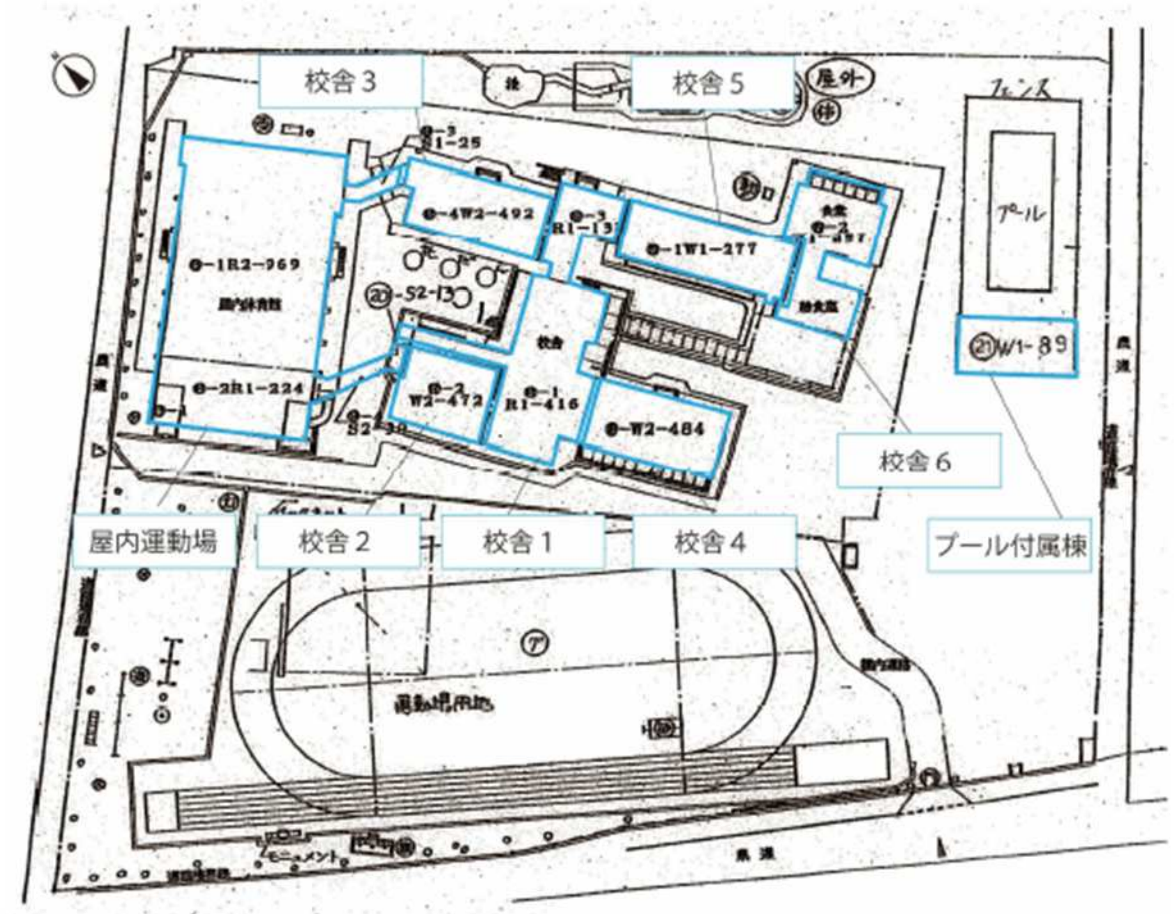

施設平面図（蕨岡小学校）

②藤崎小学校

藤崎小学校の外観および施設平面図を次に示します。

学校外観（藤崎小学校）

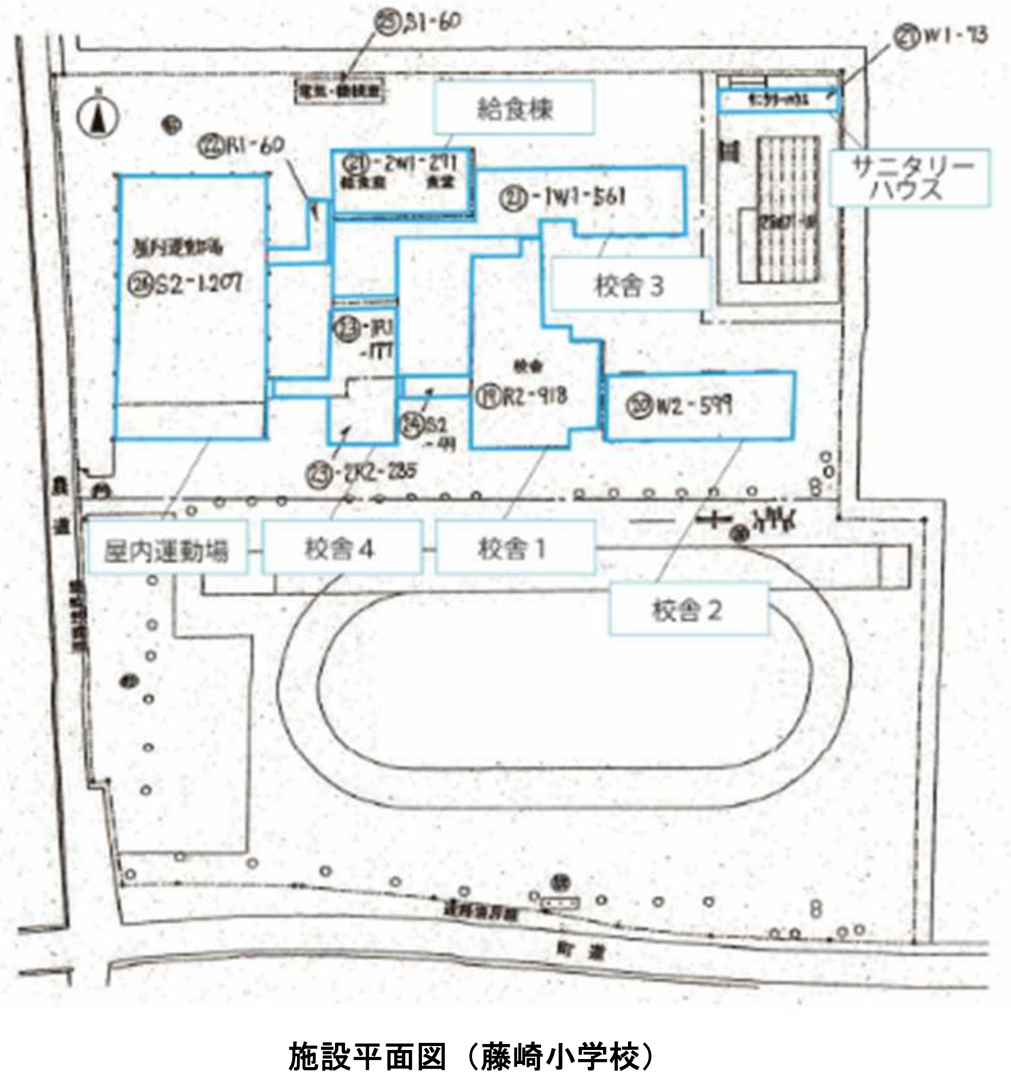

施設平面図（藤崎小学校）

③高瀬小学校

高瀬小学校の外観およ施設平面図を次に示します。

学校外観（高瀬小学校）

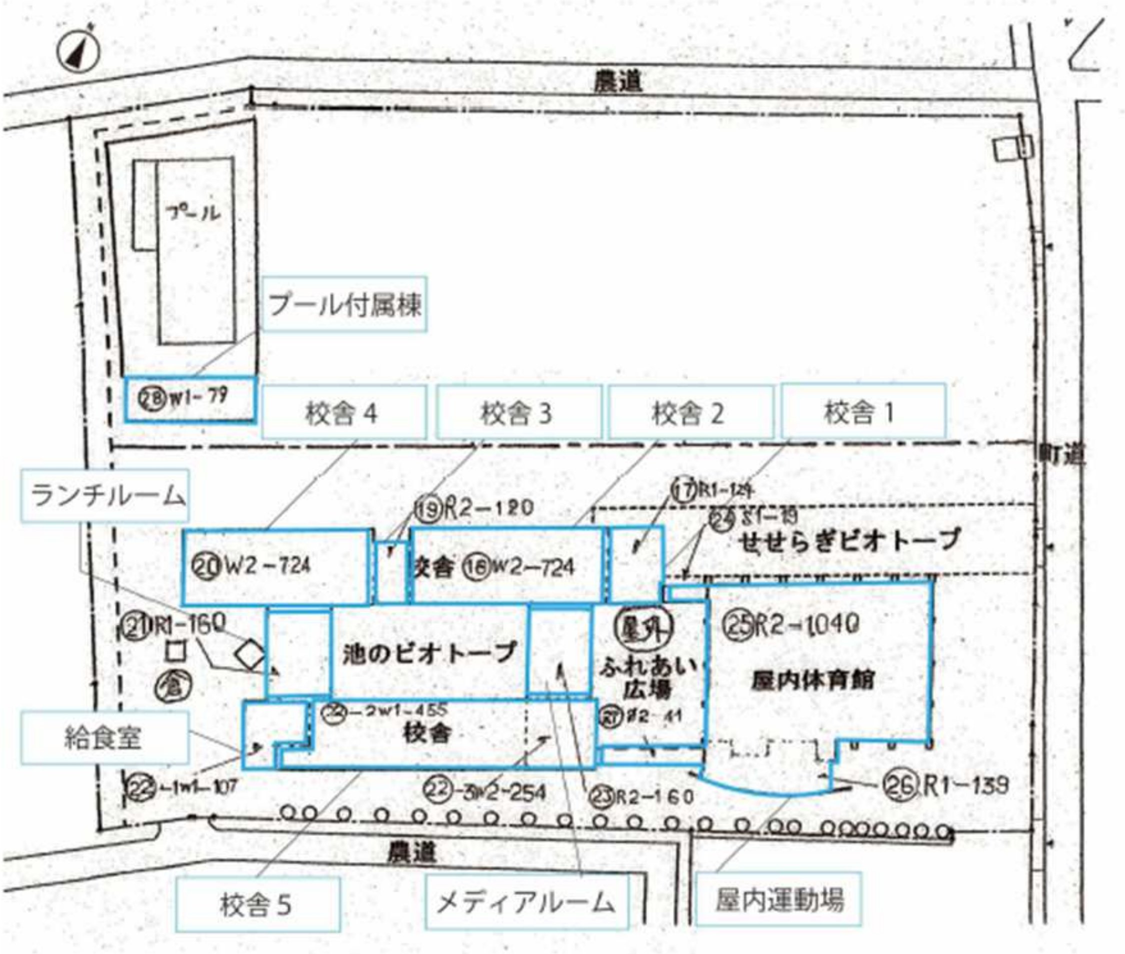

施設平面図（高瀬小学校）

④吹浦小学校

吹浦小学校の外観およ施設平面図を次に示します。

学校外観（吹浦小学校）

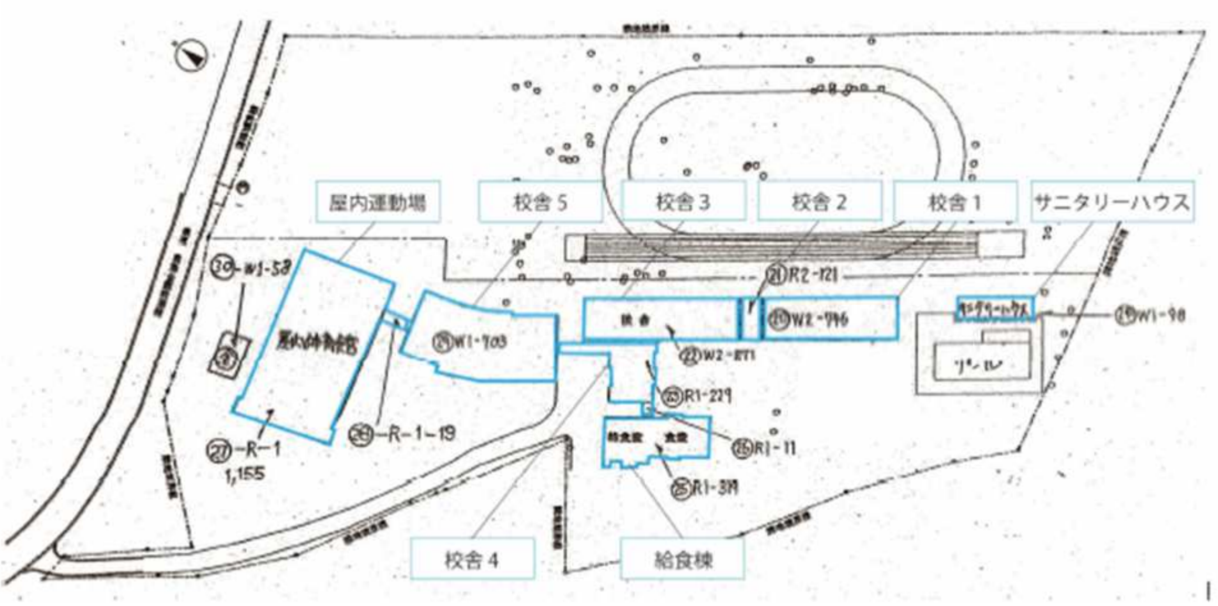

施設平面図（吹浦小学校）

３　空き校舎利活用の基本的な考え方

空き校舎の利活用検討にあたっては、行政需要や財政負担、地域ニーズを勘案したうえで、利活用方法の妥当性を現実的な視点で判断しながら検討を進めます。

（１）中・長期的な視野に立った利活用

人口構造や社会情勢の変化などによる町民ニーズの多様化、防災対応や持続可能な開発目標（SDGｓ）実現への貢献、環境に配慮した取り組みなど、時代の要請に対応するため、今後のあり方について分析・検討し、行政や地域のニーズ、利用状況等を考慮した利活用を検討します。

（２）行政需要への対応と公共施設保有量の適正化

空き校舎については今後の行政需要を勘案し、遊佐町総合発展計画や遊佐町公共施設等総合管理計画、重要施策との整合性を図り、町が保有する資産の圧縮と維持管理費用等の適正化に留意した上で、公共・公益施設としての利活用を検討し、施設保有量の最適化を目指します。

（３）地域住民の利用と地域ニーズを踏まえた利活用

小学校は地域住民の代々の学びの場として地域との関わりも深く、地域の核となってきた施設です。まちづくりや地域活動を支える中心的な場でもあり、地域のシンボル的な存在となっています。

小学校がこうした役割や機能を担ってきた経緯を踏まえ、空き校舎の利活用にあたっては、地域の意向やニーズに配慮した利活用方法を検討します。

（４）民間事業者等による利活用

公共施設については、維持管理、更新、処分等、公共資産を効果的に利活用するための取り組みが不可欠です。財政運営の改善と効率化のために、民間事業者等への貸付を行うなどの利活用についても検討します。

４　空き校舎利活用における優先順位

空き校舎利活用にあたっての優先順位は前述「基本的な考え」を踏まえた上で、（１）本町事業による利活用、（２）公共的・公益的団体等による利活用、（３）民間事業等による利活用の順とします。

（１）本町事業による利活用

空き校舎の利活用において、町が行政目的で利活用（転用）することが想定される場合は、優先して検討を行います。

（２）公共・公益的団体等による利活用

他の公共団体や福祉・教育施設など公益的な事業を民間事業者等が行う要望等があれば、これら事業展開による利活用を検討します。

地域活動を支えるまちづくりの場として、地域が施設の利活用、維持管理、運営などの事業計画の提示により、空き校舎を利活用したい要望があったときは、利活用の内容を精査した上で、検討するものとします。

（３）民間事業者等による利活用

公共・公益的な利活用が見込まれないスペースについては、民間事業者等による利活用を検討します。

民間事業者などの他団体が利活用する空き校舎については、町の課題解決や重要施策の実現に寄与することに加え、地元の意向も尊重し、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性とともに町や地域へ与える影響などを十分に考慮した上での利活用とします。

５　小学校空き校舎利活用にあたり配慮する事項

（１）地域防災への配慮

空き校舎となる小学校は町の防災計画に基づく避難所として指定されていることから、地域防災の拠点施設となっています。空き校舎利活用の検討にあたっては、防災拠点施設としての機能を有するものとします。

※防災拠点施設として求められる機能

避難の長期化にも対応できる施設として、避難所の運営（事務所の開設）や避難生活時に必要となる資機材等の配備。

（２）これまでの地域活動への配慮

空き校舎となる学校施設やグラウンドは学び舎としての機能のほか、スポーツ振興の場、地域活動の場として長年にわたり地域活動を支える中心的な場、地域のシンボルとして役割を果たしてきました。

空き校舎利活用についてはこれまでの利用団体、活用方法について配慮しつつ、地域の活性化や振興に資するものとします。

（３）暫定利用の検討

空き校舎利活用については、本格的な活用までにはそれ相応の時間を要することが想定されるとともに、将来的な行政ニーズに弾力的に対応できるよう、新たな行政需要が生じた際の活用に備えておくことも必要です。

よって、本格活用に至るまでの一定期間については、一時的な行政需要への対応や地域コミュニティの場としての利用、事業者への貸付など、暫定利用も検討します。

（４）その他　景観および外観への配慮

地域の景観や施設の外観が大きく変わるような大規模な施設改修は必要最小限にとどめることとします。

６　空き校舎の利活用計画

（１）　共通事項

第５章の小学校空き校舎利活用にあたり配慮する事項　（１）地域防災への配慮、（２）これまでの地域活動への配慮　を踏まえ、以下の２点を空き校舎利活用における共通事項として考えます。

①社会体育施設としての活用

現在各校の体育館とグラウンドについては、学校行事時以外は一般に開放し、地域のスポーツ少年団や各種サークル等の生涯スポーツの推進に寄与していることから、統合後もスポーツ施設として継続することが望まれています。ただし、統合後は学校管理下ではなくなることから、新たな施設管理体制とする必要があります。

②地域の防災拠点としての活用

各校の体育館については、統合後も引き続き体育館として活用する考えであり、災害時に避難所として活用することが可能です。しかしそれ以外の教室については展示スペースや物品保管庫・事務所などに転用されることもあるため、小学校であることを前提としたこれまでの避難所計画を見直し、施設活用の実態に合わせた避難所運営計画や収容人員の見直しが必要となります。また、これまで町内の小中学校は学校給食の自校調理方式により、災害時には学校の調理室を活用した炊き出し等も可能とされてきました。しかし小学校の統合にあたっては新小学校で使用する設備等は各校から移設することや、民間の食品加工場への転用などの利用希望があることなど、統合後は形態がこれまでとは大きく変わることに留意する必要があります。各校のプールは、現在のところ統合後は水泳プールとして使用の予定はありませんが、火災発生時の消防水利としての役割もありますので、管理体制を検討し施設を維持するか、廃止する場合は防火貯水槽を新たに設置するなど代替え水利の確保が必要になります。さらには、蕨岡、高瀬の両まちづくりセンターが小学校へ移転した場合は、旧まちづくりセンター廃止に伴い、避難所施設の減による避難計画の見直しなども必要になります。

（２）　町の行政課題における空き校舎の活用について

優先して空き校舎を使用する必要がある町の行政課題による利活用について、具体的に必要な教室・エリアなどを明らかにするため、関係各課係より調査シートの集約と現地確認、利活用に関するヒアリングを実施し、各学校別の活用案を作成した。また庁内各課係において関係団体等の公共的な活用意向も調査しながら、小学校空き校舎利活用検討委員会を通じて検討を進めた。

①蕨岡小学校

蕨岡まちづくりセンターの移転改築を行う。地区では南側校舎の活用を希望している。南側に玄関を増設し、現在の昇降口部分はフリースペースとしてまちづくりセンターでの活用希望がある。また理科室を調理室へ改築、図工室を廊下側に拡張し多目的ホール化、南側校舎から体育館に渡り廊下増設などの要望がある。また、北側校舎は令和５年４月よりすぐに放課後児童クラブを設置する計画がある。残った部分は学校記念品等の保管スペースや民間での活用（貸オフィス等）などが考えられる。

・蕨岡まちづくりセンター（企画係）…南校舎、図書室
・放課後児童クラブ（子育て支援係）…北校舎１年・２年教室、生活科室、
　わらびっこルーム、調理室
・DX 推進（ICT 推進室）…２階コンピュータ室
・学校の記念品等（総務学事係）…２階５年・６年教室など
・貸オフィス（産業創造係）…２階３年・４年教室など

②藤崎小学校

令和５年４月からすぐに放課後子ども教室での利用希望がある（図工室、音楽室）。役場の公文書の保管施設としての活用や、遺跡出土品の保管場所としての活用が考えられる。

・放課後子ども教室（社会教育係）…１階図工室、音楽室
・学校の記念品等（総務学事係）…１階３年・４年教室または２階５年・６年教室

・出土品の保管（文化係）…食堂、１年・２年教室、トトロ１組など
・役場公文書保管（総務係）…２階部分
・食品加工所（産業創造係）…調理室

③高瀬小学校

高瀬まちづくりセンターの移転改築を行うため１階部分の多くを使用する。また２階の談話室・メディアルームでは令和４年４月より放課後子ども教室を開設しており、統合後も引き続き使用する予定である。高瀬小は新しく整備されるパーキングエリアタウンに近いことから、２階部分は民間事業者による貸オフィスなどの活用も考えられる。なお文化係でも遺跡の出土品の保管スペースとして２階の使用を希望している。その他 DX 推進への活用や、小学校や地域の記念品の展示・保管スペースなどでの活用が見込まれる。

・１階　高瀬まちづくりセンター（企画係）…１階部分利用希望
　　　　学校の記念品等（総務学事係）…会議室、放送室
・２階　放課後子ども教室(社会教育係)…談話室、メディアルーム、体育館
　　　　ＤＸ推進(ICT 推進室)…メディアルーム
　　　　貸オフィス等民間活用（産業創造係、PAT 整備推進室）
　　　　出土品保管スペース（文化係）

④吹浦小学校

令和４～５年で小山崎遺跡の史跡整備基本計画を策定予定であり、同遺跡のガイダンス施設としての活用が見込まれている（令和６年以降基本設計、令和７年以降実施設計・工事）。また、高瀬・吹浦にも遺跡出土品の保管スペースとしての利用希望があるが、他の用途での利用希望もあるため、なるべく吹浦に集約したい方が良いと思われる。また観光物産係ではジオパークのインフォメーションコーナーとしての利用希望もあるが、小山崎遺跡と一体となった展示が有効であると思われる。その他家庭科室・図書ＰＣ室では引き続き放課後子ども教室の開設。その他学校の記念品や地域の伝承文化に関する備品保管スペースなどが考えられる。

・埋蔵文化財等展示（小山崎遺跡ガイダンス施設）（文化係）
・ジオパークインフォメーションコーナー（観光物産係）

・放課後子ども教室（社会教育）…家庭科室、図書ＰＣ室
・学校の記念品保管（総務学事）…視聴覚室、音楽室
・吹浦田楽花笠などの保管スペース…特別活動室
・食品加工所（産業創造係）…調理室

（３）公共的な活用・民間による活用について

①活用意向の把握

本町事業での活用については庁内各課・係への照会や、担当部署とのヒアリングを実施し活用意向の把握と調整を行ってきました。同時に庁内各課・係において関係団体等の公共的な活用意向や民間での活用意向も調査しながら、小学校空き校舎利活用検討委員会を通じて検討を進めてきました。また、各町内の各地区では独自に検討委員会を立ち上げて、地区住民へのアンケート調査の実施（吹浦地区）や、利活用方法の検討を行った地区（蕨岡地区、高瀬地区）もあり、これら３地区については町に対して要望書を提出しております。さらに、町内６地区のまちづくり協議会に、空き校舎の利活用に関するヒアリングを行い地域ニーズの把握を行い、検討を進めてきました。

②役場庁舎内各課とりまとめ状況

【地域生活課環境係】

◎リサイクルスペースとしての活用

「エコすまいる・ゆざ」（遊佐町地球温暖化対策地域協議会）より、不要になった衣類等のリサイクルスペースとしての利用の希望がある。（以前、生涯学習センターで行っていた「おさがりボックス」の常設版）　特にどこの校舎という希望は無いが、１教室分のスペースがあれば良い。

【企画課観光物産係】

◎地域おこし協力隊の活動拠点や活動状況の発信スペースとしての活用

協力隊としての活動を発信する場としてはもちろん、協力隊を任期満了した後の、各々展開している活動などにも利用できるようにし、任期満了後にも遊佐町の地域おこしに尽力いただくための活動をバックアップしていく環境が必要。

【産業課産業創造係】

民間企業等の活用希望（申し出があったものなど）

1 町内の営農家より会社を起業し、閉鎖となった蕨岡の餅加工場の再生事業に取り組みたいという要望がある。蕨岡小学校か藤崎小学校のどちらかの調理室及びランチルームの改修を想定している。生活クラブ連合会および庄内みどり農協と連携し、共同宣言の枠組みで事業化を図る意向である。

2 今年度、町外の新規創業希望者から小学校の貸オフィス化について数件、問い合わせがあった。産業創造係では空き教室を起業支援と企業誘致の拠点とするため、貸オフィス事業の展開を構想している。町外の大手・中小事業者のサテライトオフィスや意欲溢れる若い事業者（ベンチャー）のチャレンジオフィスを検討したい。地域活性化起業人を事業推進員として登用し、設備整備の財源はデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を想定している。

3 昨年度、酒田市のラーメン店から、地域活性化拠点施設を借りて麺製造加工をしたいという相談があった。空き校舎の調理室を使った貸工房（加工場）の需要がある。

4 今年度、蕨岡の個人事業者から、遊佐高校の生徒とシフォンケーキを作って販売したり、カフェをやってみたいという相談があった。空き校舎の調理室とランチルームを使ったチャレンジキッチンの需要がある。

5 今年度、町出身で酒田市在住の新規創業希望者から、家具製作の工房として空き校舎を借りたいという相談があった。木工製造の工房として空き教室を活用したいという需要がある。

6 産業創造係では、遊佐の自然豊かな環境はフォトスタジオや美術のアトリエ等に向いており、文化芸術の拠点として、空き教室の利活用もあると考える。

【企画課 PAT 整備推進室】

PAT の運営維持管理を担う事業者を公募にて決める際、高瀬小学校の部分的な運営もセットにすることで、事業者の参入意欲が増す可能性がある。実際に事業者にヒアリング調査を行ったなかで、高瀬小学校をセットで利活用できれば鳥海山の眺望及び PAT からのアクセス性という観点から非常に魅力的という意見をいただいている。具体的な内容については今後検討が必要だが、現状いただいている意見は下記のとおり。

例）２階部分…貸しオフィス、社員寮等

　　グラウンド…オートキャンプ場等

【教育課　文化係】

◎町史編纂室の設置

現在、生涯学習センター３Fにある町史編纂室は、史料の量から収納スペース（書棚）が不足しており、机に置かれている状態の史料も多い。このことから、町史編纂室を史料の収納スペースが確保できる空き校舎（藤崎小学校）に移転し使用したい。

③各地区まちづくり協議会からの意見等

１．　空き校舎利活用に関する各地区まちづくり協会ヒアリング結果について
（6/22～6/30実施）

6/22（水）AM　高瀬地区

・現高瀬小には旧高瀬小にあった歴史のある物品も保管している。小学校の歴史は高瀬村の歴史でもあり、それらを保管・展示するスペースはぜひ確保いただきたい。
・現在、放課後子ども教室ではメディアルームを使わないようにしたので、DX推進で活用して良い。
・現在の教職員駐車場から昇降口までは動線が非常に長い。南側に駐車場ができるのならピロティ側から入る玄関を増設するのが有効である。
・２階は高瀬の歴史を体験できる展示等のスペースを希望しているが、PAT関係で貸オフィス的な使用も、地域の意見交換で出ていたので良いと思う。
・今のまちセンは白アリ被害もあり、あと数年が限界。早期の移転をお願いしたい。
・プールを使用しないなら地域ではスケートボードパークにしたいという意見もある。

6/23（木）PM　吹浦地区

・吹浦で要望の一番に置いているのは防災・避難所としての活用である。
・吹浦保育園の移転を最重要視していたが、反映されていない。
・津波災害警戒区域ということで地区の検討委員会でも保護者から不安視する声があった。
・小学校ほぼ全館が小山崎遺跡のガイダンス施設ということだが、やはり１階部分などは避難所にも転用できるオープンなスペースが必要ではないか。
・遺跡の出土品の収蔵にかなりのスペースを要すると思われるが、地域の意向として学校を物置替わりに使うのは強く反対している。

6/24（金）AM　蕨岡地区

・地域の宝を集めて保管する場所を空き校舎に確保したい。図書室を想定している。
各集落内に守るべき文化財があるが個人や集落では維持が困難。
・施設も広くなると、清掃など管理が大変。夜間使用時の対応を含めエリアの区分けなどができればよい。
・現在の建物は老朽化が著しく災害時も心配。早期にまちセンの移転をお願いしたい。
・まちセンの設計時にもまち協と打合せをお願いしたい。

6/24（金）PM　稲川地区

・（社会福祉協議会が白紙になり）物を置くだけの施設ではもったいない。
民間で活用希望があるのではないか。加工所を入れてはどうか。
・物置など保管のためのスペースは２階に集約してはどうか。１階は加工所や産直など人が集まるような使い方が出来れば良い。
・高齢者の居場所が欲しい。まちセンは会議があれば使えない。
・佐藤藤蔵や戴邦碑祭関係の文化財を展示してはどうか。
・伝統文化・伝統芸能の保存や練習館としての活用はどうか。担い手がいない。歴史を学び担い手を育てることが出来れば良い。

6/28（火）AM 遊佐地区

・どこでも良いので、調理を含めた防災訓練が行える場所を用意して欲しい。
・管理を無償ボランティアに任せるは限界があるので、管理体制の充分な検討を願う。
・資料館や文書は一カ所に集約した方が良い。展示室が２階だと来場しにくい。
・空き校舎の備品は旧庁舎と同様に、外部にも引き渡し出来れば良い。
・各校舎無人にならないよう利活用の検討をして欲しい。
・閉校となる小学校は記念品等の保管場所を確保しているが、遊佐小も必要ではないか。
・消防水利のためプールに水を張るのが危険であれば、有蓋化など新たな防火水槽を用意してはどうか。

6/30（木）AM　西遊佐地区

・現在西遊佐小で修復・展示している小山崎遺跡の出土品はどこへ行くのか。

（吹浦小を小山崎遺跡のガイダンス施設として検討。藤崎小も文化係で活用予定。）
・旧西遊佐小には稲川・西遊佐両小学校の史料も保管されている。
・小学校の門は大きい車が入りにくい。記念碑は既にあるので邪魔になるのでは。
・中庭の木はシンボル。校舎を解体すれば懐かしむ人がいる。
・地区としては来年度以降も西遊佐小で住民運動会を行いたい。
・藤崎小に藤蔵祭・戴邦碑祭関係の展示、管理・保管場所が欲しい。吹浦小では遠い。
・町の四大祭の関係史料を１カ所に集めて良いのではないか。
・洋上風力が実現すれば民間による需要があるのではないか。地域貢献として使ってもらえそう。
・高齢者福祉施設の移転及び誘致（デイサービス等）
・高齢者の居場所づくり
・町内で活躍している団体や個人のオフィスとしての活用
・地域スポーツ施設（自然体験・スポーツ合宿施設）
・加工所、産直など

④利活用計画への反映例について

地域の活性化と施設の有効活用の観点から、公共的な用途への活用や民間による利活用を検討していく。民間事業者が空き校舎を活用する場合においては、別に基準や募集要項などを設けて対応する。以下のような活用方法が考えられる。

【蕨岡小学校】
・１階：音楽室・家庭科室、２階：３年・４年教室　…貸オフィス、事業者活用スペース、リサイクルスペース等

【藤崎小学校】
・調理室、食堂　…食品加工場
・職員室　…コワーキングスペースまたはシェアオフィス等
・各教室等…　貸オフィスなど事業所での活用
・校長室、理科室　…町史編纂室、町四大祭関係展示保管スペース等

【高瀬小学校】
・２階校舎　…ＰＡＴ関係事業所等の貸オフィス

【吹浦小学校】
・調理室　…食品加工場

※参考　空き校舎利活用に関する各地区からの要望書について　≪概要≫

【吹浦地区まちづくり協議会】

「吹浦小学校統合に伴う空き校舎利活用に関する要望」

（令和３年１０月２５日要望書提出）

・「吹浦小学校統合に伴う空き校舎利活用検討委員会」からの報告により作成。

・吹浦地区住民を対象にした「空き校舎利活用アンケート」実施。

・住民の新しい集いの場・地域拠点として、多目的に活用を図る

→施設保護の観点から有人施設を強く希望。

優先度１　災害発生時の防災避難所及びボランティアの拠点としての活用

優先度２　町・町関連団体の老朽化施設の移転先としての活用

（吹浦保育園の移転、総合福祉センター、放課後子ども教室、史跡等ガイダンス施設、農業者トレーニングセンターの代替え施設、体験型宿泊施設）

優先度３　新たに施設を検討していただきたい事項

（高齢者福祉施設、オフィス活用、地域スポーツ施設）

【蕨岡まちづくり協会】

「蕨岡まちづくりセンター改築に関する要望書」

（令和４年２月３日提出）

・現施設の老朽化・耐震性の不安のため、一刻も早い移転改築を希望

・まちセンとしての機能を果たし地区住民が訪れやすく利用しやすい施設に改築希望。

・グラウンドと体育館は、町が管理することを要望

・蕨岡小の利用箇所（基本的に南校舎使用）、改築希望箇所等（南側に玄関新設、旧図工室を拡張し多目的ルーム（講堂）として活用　等）

【高瀬まちづくりの会】

「高瀬小学校空き校舎の利活用に関する要望」

（令和４年３月３０日要望書提出）

・地域のシンボルとして地区住民が気軽に集まることができる地域づくりの拠点として、閉校後速やかなまちづくりセンターの移転改築を希望。

小学校の１階部分をまちづくりセンターとして活用

→現センター跡地を駐車場として整備し、南側ピロティを玄関として整備。ランチルームを講堂として活用。

・体育館・グラウンド等の整備及び管理に関する予算措置も要望

・２階校舎　高瀬の歴史資料の展示室／体験コーナー等

（４）暫定利用を行う箇所と利用・管理の形態について

①新年度より暫定利用を開始するものについての検討事項

（令和５年４月より利用開始予定部分への対応）

1　学校の状況等（備品類その他）

備品類は新小学校へ運んで新学期より使用するもの以外、ほとんどが４月１日以降も学校に残存する。新小学校ですぐに使用しないものは年度途中に運搬することもある。町や町の関係機関で活用できるものの選別や、最終的な処分・譲渡等まである程度の期間を要するので、教育委員会で管理を行う

最終的に廃棄できない記念品・物品等は各校２教室程度に集約予定とする。

調理室は新小学校で使う設備・用具は移設するので、使用する場合は再整備しないと使用できないことを前提として考える必要がある。

2　令和５年４月より利用開始を行うものについて

(1) これまで学校を利用しておこなってきたもの

①スポーツ少年団や地域のクラブなどによる社会体育施設としての活用

（全校：体育館、グラウンド）

②放課後子ども教室としての活用

（高瀬、吹浦：各校２教室程度）

(2) すぐに利活用の希望のあるもの

③放課後子ども教室としての活用（藤崎）

④放課後児童クラブの開設（蕨岡）

(3) 災害時の避難所としての活用（全校：体育館等）

3　条例等の位置づけ、管理形態について

(1)学校の廃止→条例による廃止手続きをすすめる（総務学事係）

(2)財産の種別→学校の廃止により教育財産から普通財産となる

(3)管理主体

【校舎全体】学校関係の備品が多く残る現状から、主たる用途による活用が図られるまで当面は総務学事係の管理とする(校地全体を含む）。

【個別使用箇所】令和５年４月１日より使用する下記①②③④については、基本的に使用する課・係で管理を行う。

①社会体育施設(各体育館、グラウンド)　＜社会教育係＞

②放課後子ども教室（高瀬、吹浦各２教室）＜社会教育係＞

③　〃　（藤崎２教室）　＜社会教育係＞

④放課後児童クラブ（蕨岡小北校舎）　＜子育て支援係＞

(4)条例による位置づけ

空き校舎を行政財産として活用するにあたり、担当課で管理を行い、使用料などを徴収する場合は「施設の設置および管理に関する条例」が必要になる。令和５年４月１日の段階では使用用途・場所は、体育館・グラウンド、放課後子ども教室・放課後児童クラブで使用する箇所に限定されると見込まれる。使用する箇所・使用形態により条例への位置付けを行う。

【遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例に位置付け】

蕨岡体育館・蕨岡グラウンド／藤崎体育館・藤崎グラウンド

高瀬体育館・高瀬グラウンド／吹浦体育館・吹浦グラウンド

※放課後子ども教室で使用する藤崎、高瀬、吹浦の各教室は体育館に隣接することから、体育館の付属設備(会議室等)としての位置付けも検討(社会教育係)

【新たに設置条例等を設けるもの】放課後児童クラブ(蕨岡小使用)

(5)学校の廃止や用途変更に伴う起債の償還、補助金返還について

起債・補助金の関係で制約がないか確認を行う(財政係、総務学事係)

現在、全て町の行政財産としての活用を想定しているので、起債の繰り上げ償還や補助金返還等は生じない予定である。

(6) 体育館、グラウンドの管理方法

①使用申し込み・予約

体育施設の申込窓口は利便性を考慮し、分散しないで一元化する（社会教育係）

②管理体制の検討

体育館・グラウンドの管理は、令和５年４月１日から社会教育係とする

管理方法については、管理人業務の委託等も含めて、実情に合わせた対応を検討する。なお、蕨岡・高瀬のまちづくりセンターが空き校舎に移転した場合は、管理体制について各まちづくり協議会と協議を行う（管理及び管理予算を企画係や各まちづくり協議会への移行等を検討する）。

③冬場の除雪対応（入口～駐車場等）

上記のグラウンド・体育館の管理人業務に、冬期間の入口から駐車場の除雪も含めることも検討していく。小型除雪機を統合後も各施設において除雪に活用する。

大人数が集まる行事開催の際は、事前に担当課より地域生活課へ除雪を依頼する。

また、大雪で人力による除雪が困難な場合なども担当課を通し地域生活課に依頼。

(7) 使用する箇所の区分け、管理体制

・体育館・子ども教室・児童クラブで使用する箇所の電気系統や警備保障区分の確認。

電気使用量のメーター設置や警備保障エリアの分離・分割など管理の検討を行う

冷暖房・消防設備等の制御関係についても、現在職員室で集中管理されているものが多いため、使う箇所に応じて分離が可能か検討を行う。

(8) その他

・学校が閉校になり他の用途で使用するにあたって手続きの確認、各種法令への適合についての対応（建築基準法上の用途変更、消防設備関係等）（企画係）

・空き校舎活用にあたっての施設整備、管理費用の精査

令和５年度に向けた財政計画の立案（各担当係）

・旧菅里中学校（遊佐町歴史民俗学習館、菅里体育館）、旧西遊佐小学校（遊佐町埋蔵文化財調査室）について、空き校舎利活用と合わせた今後のあり方の検討（各担当係）

7　各小学校空き校舎利用計画図

蕨岡小学校
校舎見取り図

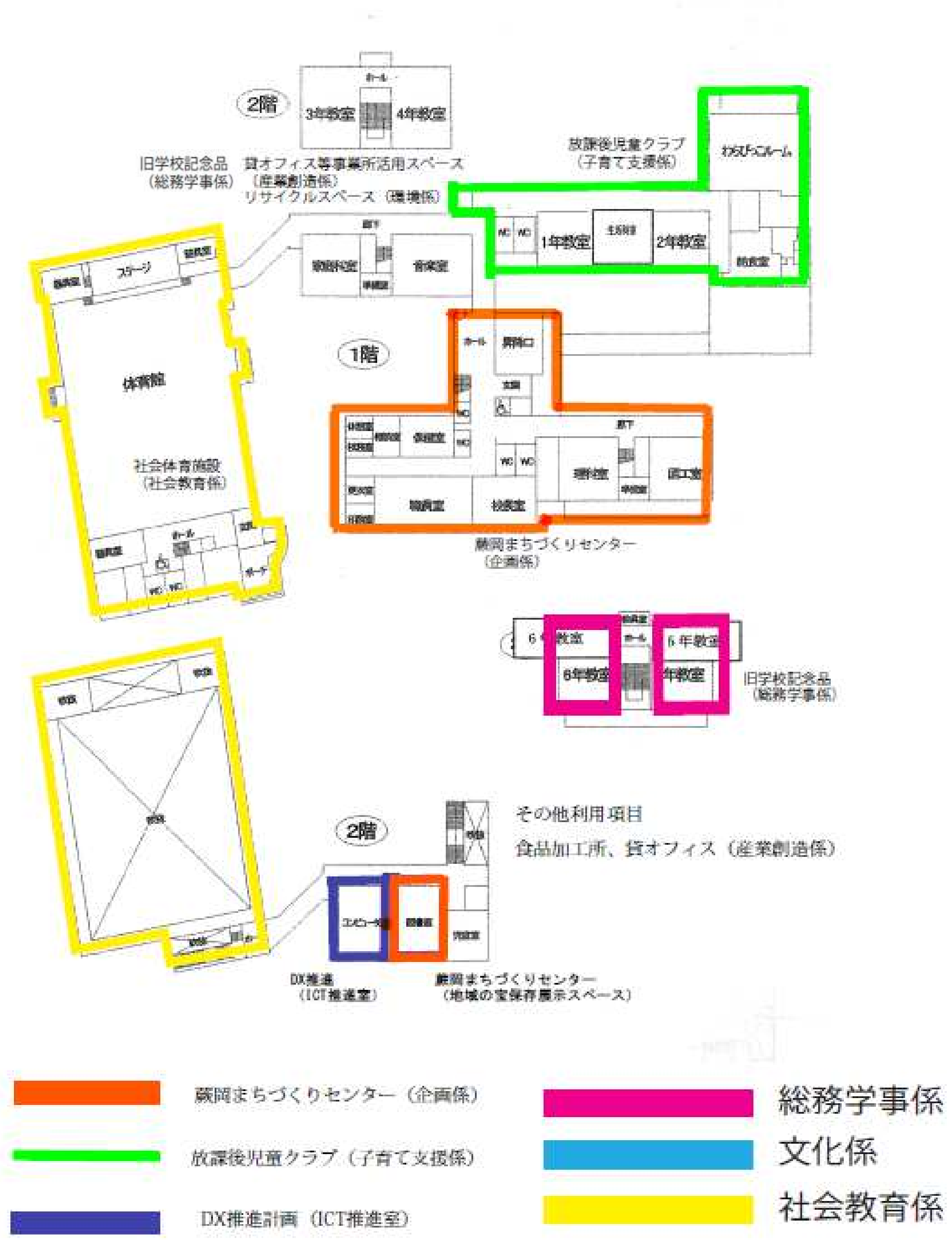

藤崎小学校見取り図

【1階平面図】

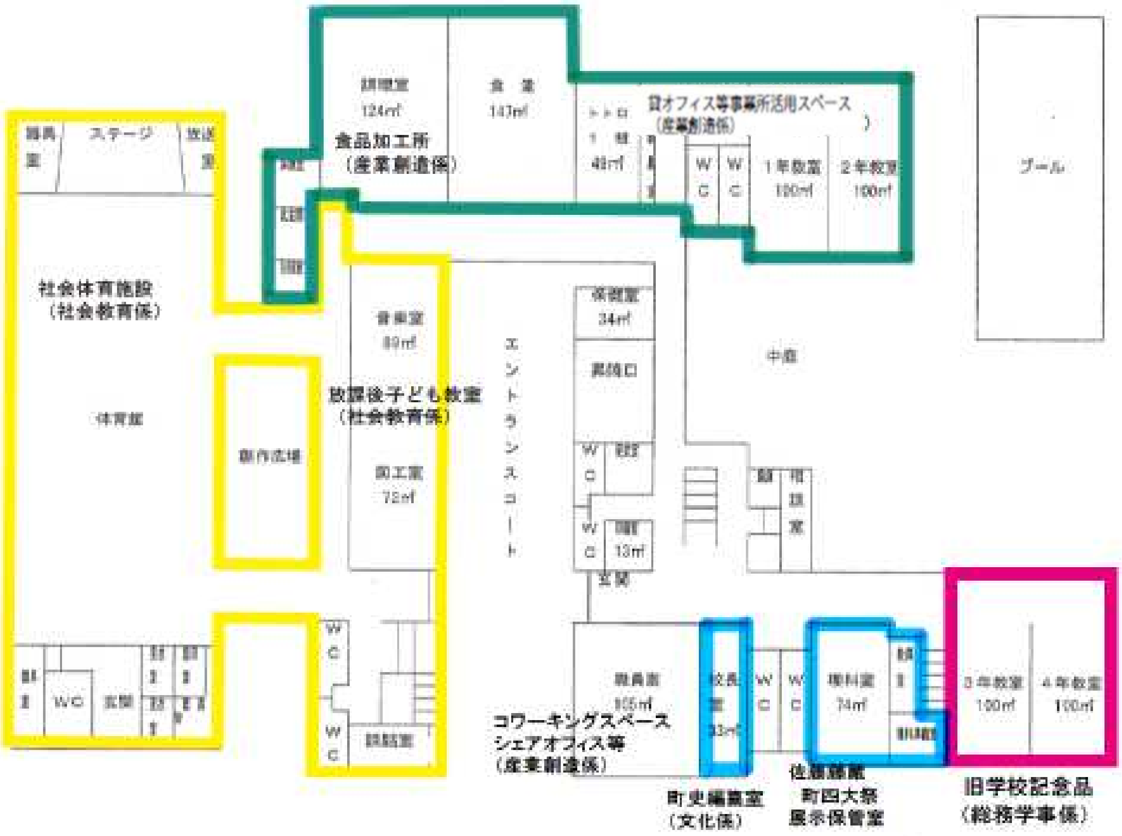

【2階平面図】

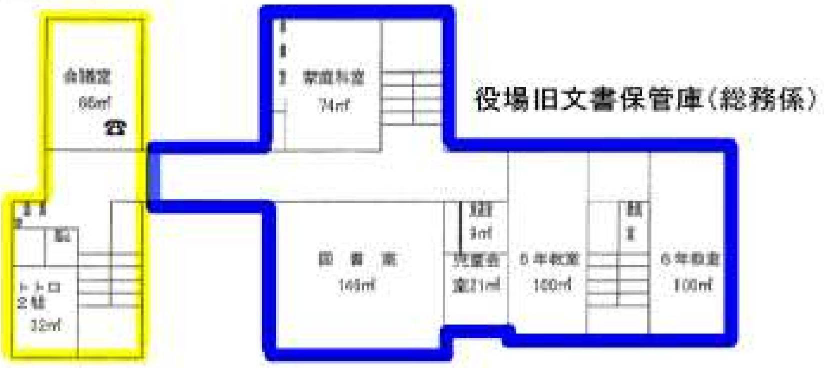

総務学事係

文化係

社会教育係

産業創造係

総務係

高瀬小学校
校舎見取り図

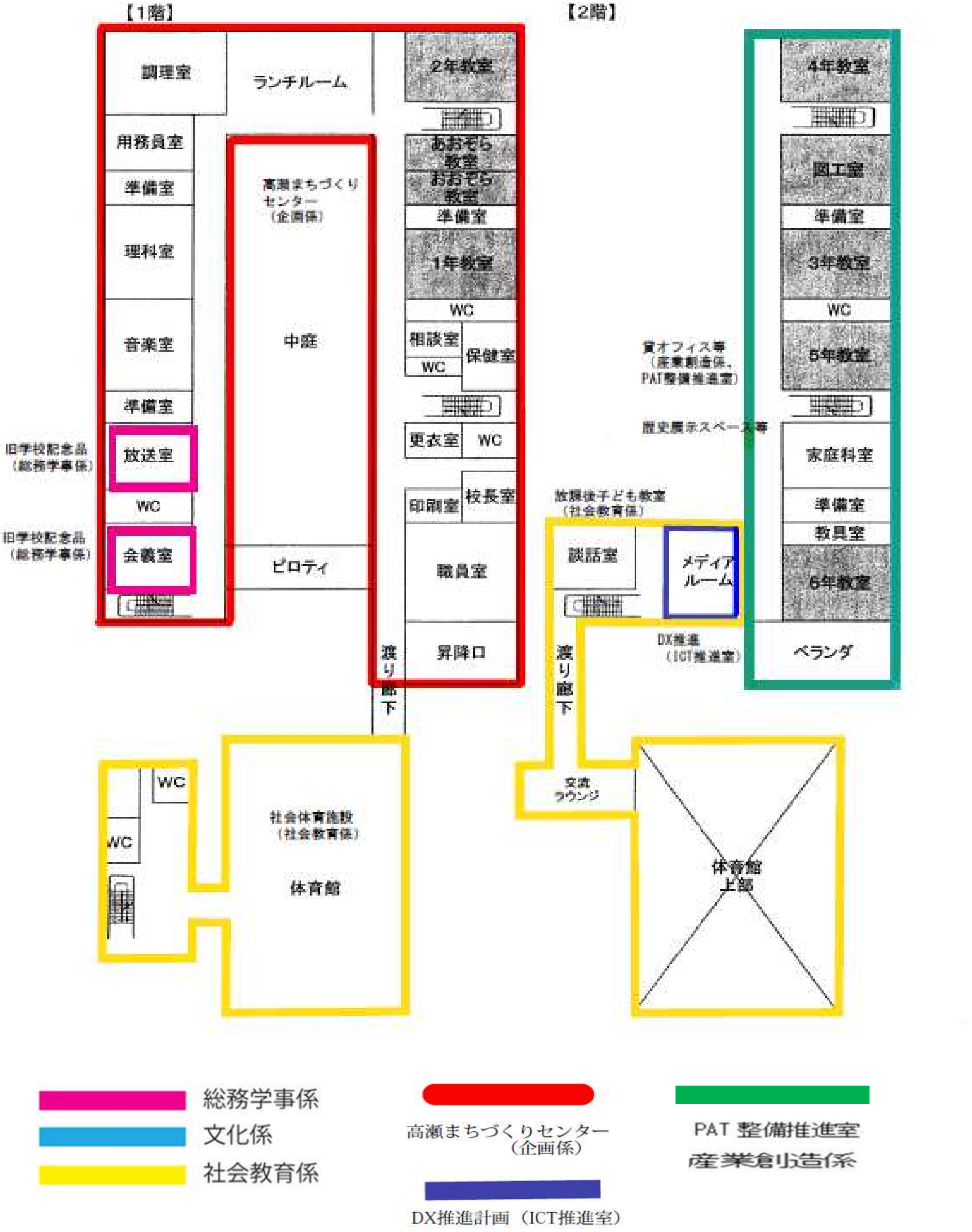

吹浦小学校
校舎見取り図

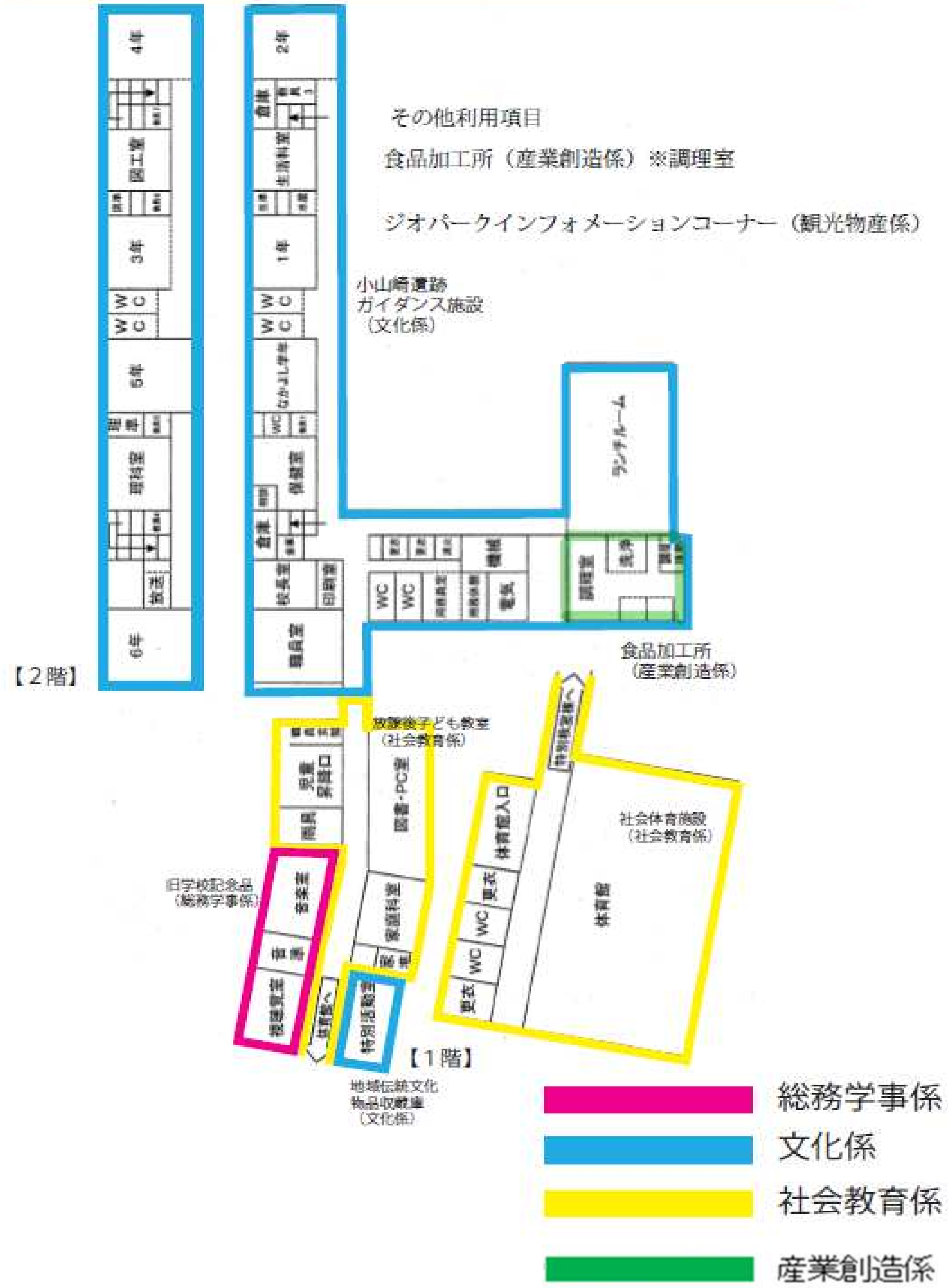

≪資料編≫

遊佐町空き校舎利活用基本計画策定経過

令和２年 12 月 1 日　小学校統合後の校舎等活用にあたって考慮すべき課題の公表
令和３年 8 月 3 日　第 1 回庁内調整会議　町内公共施設の課題について
令和３年 10 月 20 日　課長会議
　　蕨岡、高瀬のまちづくりセンターの空き校舎移転、各課課題の共有
令和３年 11 月 24 日　課長会議
　　利活用の基本方針（基本的な考え方、優先順位、配慮事項）
令和４年 1 月 28 日　第 1 回小学校空き校舎利活用検討委員会
　　利活用の基本方針（基本的な考え方、優先順位、配慮事項）
令和４年 2 月 7 日　空き校舎利活用に係る各課の使用箇所調査
　～3 月 4 日
令和４年 3 月 28 日　第２回庁内調整会議　課題共有、現地視察
令和４年 4 月 22 日　空き校舎利活用に係る各課の課題ヒアリング
　～4 月 25 日
令和４年 5 月 11 日　課長会議
　　空き校舎利活用希望の各課集約結果（希望状況・調整課題等）
令和４年 6 月 15 日　第 2 回小学校空き校舎利活用検討委員会
　　各地区要望内容、町の課題による利活用状況、暫定利用への対応
令和４年 6 月 16 日　空き校舎管理体制に関する検討会
　　教育課総務学事係、社会教育係
令和４年 6 月 22 日　まちづくり協会ヒアリング
　～6 月 30 日　検討委員会報告及び意見集約
令和４年 7 月 1 日　空き校舎関係係長会議
　　次年度以降の管理体制
令和４年 7 月 6 日　課長会議
　　新年度より利用開始する空き校舎の使用箇所及び利用・管理形態
令和４年 7 月 14 日　空き校舎の公共的活用、民間活用に係る各課調査
　～7 月 22 日
令和４年 7 月 28 日　第 3 回小学校空き校舎利活用検討委員会
　　校舎現地視察、各地区ヒアリング結果、空き校舎の管理形態、
　　公共・民間による利活用、利活用計画への反映・章立てについて
令和４年 10 月 3 日　空き校舎の利活用に係る起債の協議
　　（山形県みらい企画創造部市町村課理財係）
令和４年 10 月 24 日　空き校舎の利活用に係る起債の協議　（山形財務事務所財務課）

令和４年 11 月 22 日　課長会議　　空き校舎利活用基本計画案の策定について
令和４年 12 月 2 日　遊佐町小学校空き校舎利活用基本計画（案）に対するパブリック
　　　　　～12 月 23 日　　コメントの募集
令和４年 12 月 13 日　第４回小学校空き校舎利活用検討委員会
令和４年 12 月 26 日　第５回小学校空き校舎利活用検討委員会

小学校統合後の校舎等活用にあたって考慮すべき課題の公表について

令和 2 年 12 月 1 日 企画課

小学校統合後の校舎等活用案の検討にあたっての参考とするため、町内の公共施設等の現状を踏まえた考慮すべき主な課題を、下記のとおり公表します。町としては町民の将来負担軽減のために、これらの課題解決を優先しつつ活用案の検討を行います。

整理番号	現在の施設名等	考慮すべき課題等
1	蕨岡まちづくりセンター 昭和33(1958)年建築	老朽化のため、蕨岡小学校校舎へ移転の方向で検討。
2	高瀬まちづくりセンター 昭和43(1968)年建築	老朽化のため、高瀬小学校校舎へ移転の方向で検討。
3	総合福祉センター 昭和53(1978)年建築	非耐震施設。耐震化には多額の費用を要するため、社会福祉協議会としては空き校舎への移転を要望。移転後は解体。
4	埋蔵文化財調査室（旧西遊佐小校舎） 昭和42(1967)年建築	西遊佐地区より管理棟を解体し駐車場整備を要望のため、空き校舎へ移転の方向で検討。調査室、保管庫に加え、小山崎遺跡が史跡指定されたことによるガイダンス施設を整備。
5	歴史民俗学習館（旧菅里中校舎） 昭和44(1969)年建築	老朽化のため移転が必要。収蔵品が膨大。移転後は解体。
6	公文書保管庫（旧菅里中南校舎） 昭和44(1969)年建築	老朽化のため移転が必要。移転後は解体。
7	吹浦田楽の花笠等の保管場所 （旧菅里中音楽室）	老朽化のため移転が必要。移転後は解体。
8	吹浦こども教室 （吹浦小学校 図書室等）	吹浦こども教室2010（運営スタッフ組織）、地区、保護者の意向を尊重。
9	各小学校の記念物品 （校旗、校歌額等）	収蔵展示場所の確保。
10	各小学校の体育館、グランド	社会体育施設として活用。

※１　校舎等活用のための改修工事等の財源については、基金造成を含めて検討します。
※２　校舎等活用案の策定については、令和 3 年度に町民等関係者を委員とする「検討会議」を設置し協議する計画です。

遊佐町小学校空き校舎利活用検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　統合新小学校開校に伴い空き校舎となる町内の小学校校舎およびグランド等（以下「空き校舎」という。）の利活用を検討するため、遊佐町小学校空き校舎利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査及び協議するものとする。

（１）空き校舎利活用の検討に関する事項

（２）その他、町長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）各種団体の関係者

（２）識見を有する者

（３）その他、町長が適当と認める者

３　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

（副委員長）

第５条　委員会に副委員長を置き、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

２　副委員長は委員長が指名する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、委員会の会議の議長となる。

３　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

４　委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（関係者の出席）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、企画課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　　則

この要綱は、令和４年１月２７日から施行する。

遊佐町小学校空き校舎利活用検討委員会　委員名簿

No.	所　　　属	役職	氏　　名	備　　考
1	遊佐町商工会	事務局長	池田　穰	副委員長
2	遊佐町区長連絡協議会	副会長	遠田　文雄	
3	遊佐町まちづくり協議会連合会	会長	伊藤　新一	委員長
4	社会福祉法人遊佐厚生会	常務	堀　修	
5	遊佐町スポーツ審議会	副会長	佐藤　すみ子	
6	遊佐町PTA連絡協議会	副会長	松本　猛	
7	遊佐町消防団	団長	佐藤　和博	
8	学識経験者		伊藤　孝太郎	
9	学識経験者		高橋　繁子	
10	学識経験者		後藤　淳子	

事務局

職　　　名	氏　　　名	備　　考
企画課　課長	渡会　和裕	
企画課　課長補佐兼企画係長	荒木　茂	
企画課　企画係　主査	村井　孝徳	

遊佐町空き校舎利活用基本計画

発行：令和５年１月
編集：遊佐町　企画課
〒999-8301　山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202
電話　0234-72-4523　ファクシミリ　0234-72-3315
電子メールアドレス　kikaku@town.yuza.lg.jp